

【前回までの会議で確認された議論の前提】

- 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはならない。
- 悠仁親王殿下以外の未婚の皇族が全員女性であることを踏まえると、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときには、現行制度の下では、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらなくなることが考えられることから、当面の皇位継承の問題とは切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題。
- 現在の皇室の構成や、摂政、皇室会議の議員・予備議員など、皇族に法制度として求められている役割なども踏まえると、悠仁親王殿下の世代においても、十分な数の皇族の方に、皇室にいらっしゃっていただく必要がある。
- そのための具体的な方策としては、
 - ①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすること
 - ②皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすること
 - ③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることの3案が考えられ、これらのうち、①・②が検討の中心となってくるのではないかと。

【前回の主な議論】

- 悠仁親王殿下の世代における皇族数をどのように考えるか。
 - ・ 多様な世代・性別の方が悠仁親王殿下を支えることが大切ではないか。そうすれば数も然るべき数になるのではないか。
 - ・ 皇族数の確保の具体的な目的を考えていくべきであり、それは、皇室会議など法制度を支えるというハード面と、国民の見えるところで活動する、天皇や皇位継承者をサポートするというソフト面があるのではないか。

- 皇族の確保のための具体的な方策をどのように考えるか。
 - ・ 「女性皇族に婚姻後も残っていただくこと」・「皇族との養子縁組」・「法律により直接皇族とすること」の3つ以外には、方策はないのではないか。
 - ・ 皇族であるということと、皇位継承資格を持つことは分けて考えるべきではないか。
 - ・ 歴史や伝統を重視したものであること、国民の感覚からかけ離れたものではないことが、共に必要ではないか。

- 女性皇族に婚姻後も皇室に残っていただくことについてどのように考えるか。
 - ・ 御本人の御意思をどのように考えるか。
 - ・ 配偶者やお子様をどのように位置付けるか。
 - ・ 皇室会議の議を経ることとするか。

○ 皇族との養子縁組についてどのように考えるか。

- ・ 養子縁組が可能であるということになれば、皇族方にも可能性が広がったと受け止めていただける面があるのではないかと。
- ・ 養子になる方や養子を迎える宮家の御意思をどのように考えるか。
- ・ 皇室が血のつながりを保って続いてきており、これを国民も大切なものとして受け止めてきたという歴史を考えると、養子になる方の血筋も重要ではないか。
- ・ 養子として皇族になった方も、皇族としての時間を過ごされていく中で、皇族としての品格も備わり、国民の理解と支持を得ていくことになるのではないかと。
- ・ 国民の納得感を得る期間を要すると考えられることから、養子縁組によって養子になった方御自身は皇位継承資格を持たないとするのが考えられるのではないかと。
- ・ 養子になる方は、お一人ということも、家族でということも考えられるのではないかと。
- ・ 皇室会議の議を経ることとすることにより、養子の対象を運用レベルで限定することも考えられるのではないかと。

○ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることについてどのように考えるか。

- ・ 法律改正で対応するには難しい面があり、国民感情の面からも抵抗があるのではないか。
- ・ 他の2案で十分な皇族数が確保できない場合に検討する事項と考えるべきではないか。

○ 悠仁親王殿下の次以降の皇位継承をどう考えるか。

- ・ 皇族数の減少への対応をすること自体が、ひいては悠仁親王殿下の次の安定的な皇位継承にも資するのではないか。
- ・ 皇位継承資格の女性への拡大については、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚などとの関係における然るべき時点で、将来的に検討する余地があるという事柄ではないか。これは、男子出生へのプレッシャーの緩和や悠仁親王殿下のお子様の人生との関係から見ても重要なことではないか。このように考えると、それほど長期の時間的余裕があるともいえないのではないか。

【本日さらに詰めるべき議論】

○ 女性皇族に婚姻後も皇室に残っていただくことについてどのように考えるか。

- ・ 個別の婚姻の機会を捉えて法的措置を講じる、期間を限った特例的な制度として法的措置を講じる、一般的な制度として法的措置を講じるなどの手法があるが、どのように考えるか。
- ・ 内親王・女王殿下の御意思をどのように制度的に位置付けるのか。
- ・ 内親王及び女王を共に制度の対象とするのか、内親王に限った制度とするのか。
- ・ 内親王・女王の配偶者や子を皇族とするとの意見と、皇族とするべきではないとの意見についてどう考えるか。
- ・ 内親王・女王が婚姻する場合、皇室会議の議を経ることとするのか。

○ 皇族との養子縁組についてどのように考えるか。

- ・ 個別の養子縁組の機会を捉えて法的措置を講じる、期間を限った特例的な制度として法的措置を講じる、一般的な制度として法的措置を講じるなどの手法があるが、どのように考えるか。

- どのような養子縁組の手続きとするのか。
 - 養親となる方・養子となる方の御意思をどのように確認するのか。
 - 皇室会議の議を経ることとするのか。
 - 未成年養子に関し、民法では未成年養子には家庭裁判所の許可が必要とされているが、この家庭裁判所が果たしている機能についてどのように考えるか。
- 養子となる方の範囲についてどのように考えるか。
- 養子となる方の年齢は、何歳以上とするのか。
- 養子となる方は未婚の者に限るのか、配偶者や子がいてもよいのか。配偶者や子がいる場合、全員を皇族とするのか。
- 養子となった方の皇位継承資格の有無についてどのように考えるか。
- 養子となった方の子の皇位継承資格の有無についてどのように考えるか。
- 養親となる方の範囲（身位、年齢など）をどのように考えるか。